

施設管理者・事業所責任者 各位

横浜市健康福祉局障害施設サービス課長

新型コロナウイルス感染症に係る緊急事態宣言を踏まえた
障害福祉サービス事業所等の対応について（通知）

各事業所におかれましては、新型コロナウイルス感染症拡大防止に向け日々ご対応いただき、心よりお礼申し上げます。

国は新型コロナウイルス感染症の拡大防止を図るため、令和 2 年 4 月 7 日に「新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成 24 年法律第 31 号）」に基づく緊急事態宣言を発令しました。これにより、緊急事態措置を行う区域の都道府県知事は、学校や社会福祉施設（通所又は短期間の入所により利用されるものに限る。）等に対し、当該施設の使用の制限若しくは停止その他感染症防止のために必要な措置を講ずるよう要請することが可能となりました。

新型コロナウイルス感染症神奈川県対策本部による「特措法に基づく緊急事態措置に係る神奈川県実施方針（令和 2 年 4 月 7 日）」では、高齢者・障害者など特に支援が必要な方々の居住や支援に関するすべての関係者（生活支援関係事業者）に事業継続を要請しています。

また、厚生労働省からは、「緊急事態宣言後の障害福祉サービス等事業所の対応について（令和 2 年 4 月 7 日）」や「社会福祉施設等における感染拡大防止のための留意点について（その 2）（令和 2 年 4 月 7 日）」の通知が出ています。

これらを受け、各事業所の皆様におかれましては、これら通知等を今一度ご確認いただき、感染拡大防止の取組みを実施しながら引き続き円滑なサービス提供をお願いいたします。

なお、サービス提供に係る具体的な対応につきましては、順次お知らせいたします。

1 添付資料

- (1) 緊急事態宣言後の障害福祉サービス等事業所の対応について（令和 2 年 4 月 7 日付厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課）
- (2) 社会福祉施設等における感染拡大防止のための留意点について（その 2）（令和 2 年 4 月 7 日付厚生労働省）
- (3) 特措法に基づく緊急事態措置に係る神奈川県実施方針（令和 2 年 4 月 7 日付新型コロナウイルス感染症神奈川県対策本部）

裏面参照

【担当部署】

< 日中活動系サービス（通所）・入所施設等 >

健康福祉局障害施設サービス課施設等運営支援係

電話 671-3607

< 障害者グループホーム >

健康福祉局障害施設サービス課施設等運営支援係

電話 671-3565

< 障害者地域活動ホーム（法人地活・機能強化） >

< 障害者地域活動支援センター作業所型・精神作業所型 >

< 精神障害者生活支援センター >

< 多機能型拠点・短期入所・日中一時支援 >

健康福祉局障害施設サービス課地域施設支援係

電話 671-3821